

令和3年度 町道民税のあらまし

◆ 町道民税を納める人

厚岸町に町道民税を納める人は、その年の1月1日に厚岸町に住所がある人になります。
そのため、1月2日以降に厚岸町外へ転出した場合でもその年度の町道民税は厚岸町で課税されます。
町道民税は負担する能力のある人が均等に負担する均等割と、その人の所得金額に応じて負担する所得割で構成されています。

◆ 町道民税が課税されない人

1. 均等割も所得割もかからない人

- ① 生活保護法によって生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下であった人
- ③ 前年の合計所得金額等が次の計算の金額以下であった人
 $28 \text{万円} \times \text{【本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数】} + 10 \text{万円} + 17 \text{万円}$
※ 同一生計配偶者・扶養親族がない場合は38万円

2. 所得割がかからない人

- 前年の総所得金額等が次の計算の金額以下であった人
 $35 \text{万円} \times \text{【本人・同一生計配偶者・扶養親族の合計人数】} + 10 \text{万円} + 32 \text{万円}$
※ 同一生計配偶者・扶養親族がない場合は45万円

◆ 税額の計算方法

次のとおり均等割と所得割を計算し、合計した額が町道民税の額になります。

1. 均等割

	町民税	道民税
税率	3,500円	1,500円

※ 地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時の措置として平成26年度から令和5年度までの間、個人住民税の均等割が1,000円（町民税500円、道民税500円）引き上げられています。

2. 所得割

- ① 所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

$$\text{所得割額} = \text{課税所得金額} (\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times \text{税率} - \text{税額控除額}$$

	町民税	道民税
税率	6%	4%

- ② 所得税と町道民税では、人的控除額に差があります。たとえば所得税では配偶者控除、扶養控除の額はそれぞれ38万円ですが、町道民税の控除額はそれぞれ33万円です。
この人的控除額の差により税負担が増えないよう、人的控除を受けている状況に応じて、町道民税の所得割額から一定の額を控除する調整控除が設けられています。
- ③ 退職所得、土地建物の譲渡所得などについては、異なる税額計算が行われます。

(裏面もご覧ください)

◆ 納付方法

町道民税には、次の3種類の納付方法があります。

① 普通徴収

役場から届いた納税通知書によって6月から12月までの7回に分けて納める方法です。納税通知書に記載の納入場所で納めていただくほか、口座振替による方法があります。

※ 口座振替は、年の途中からでもご利用が可能です。お手続きなど詳しくは、税務課収納係までお問い合わせください。

② 年金からの特別徴収

4月1日現在、65歳以上で公的年金所得に係る町道民税の課税がある方は、基本的に年金からの特別徴収となります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は特別徴収されません。

- ・ 老齢等年金給付の年額が18万円未満である場合
- ・ 当該年度の特別徴収税額が老齢等年金給付の年額を超える場合
- ・ 介護保険料を年金から特別徴収されていない場合

③ 給与からの特別徴収

給与所得者の方の勤務先が、毎月の給与から天引きして納める方法です（納付回数は6月から翌年5月までの12回となります。）。ただし、退職などの理由により年の途中で給与の支払を受けなくなったときは、次のいずれかの場合を除いて、普通徴収で納めていただきます。

- ・ 再就職先で引き続き特別徴収をする場合
- ・ 退職時に残りの税額が一括で給与等から天引きされた場合

※ 65歳以上で複数の所得がある方は、徴収方法が最大で3種類（上記の①～③全て）に分かれる場合があります。

◆ 減免対象となる人

- ・ 生活保護法の規定による保護を受けている方
- ・ 学生及び生徒

上記の要件に該当する人は、町道民税の減免対象となります。年の途中で該当した方は、納期限前7日までに減免申請書と減免を受けようとする事由を証明する書類を提出する必要があります。

◆ 主な所得控除の該当要件

所得控除には種類があります。詳しくはお問い合わせください。

控除の種類	該当要件
障害者控除	<ul style="list-style-type: none">・ 知的障害者と判定されている・ 身体障害者手帳の交付を受けている・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている・ 知的障害者として判定されている（療育手帳の交付を受けている）・ 65歳以上で精神や身体に障害があって町長の認定を受けている
寡婦 ひとり親控除	<ul style="list-style-type: none">・ 夫と死別している・ 離婚していて扶養者がいる・ 妻と死別している

〈 お問い合わせ先 〉

〒088-1192 北海道厚岸郡厚岸町真栄3丁目1番地

厚岸町役場：TEL (0153) 52-3131

税額・減免に関するお問い合わせ・・・税務課 課税係

納税・口座振替に関するお問い合わせ・・・税務課 収納係